



新リース会計基準の強制適用が約1年後に迫った。これまで、リース契約はファイナンス・リースとオペレーティング・リースの2種類に区分されていた。新基準ではこの区分が廃止され、原則としてすべてのリース取引は貸借対照表に計上されることになる。さらに、リース契約や賃貸借契約以外でも、実質的にリース取引とみなされた場合は貸借対照表に計上しなければならぬ。結果として貸借対照表は膨らみ、ROA（総資産利益率）や自己資本比率、総資本回転率のよくなる貸借対照表数値を用い

リース会計基準の強制適用迫る

か。会計学の視点から検討してみたい。

まず、改正の背景には国際会計基準(IFRS)とのコンバージェンスがある。今回の改正によって、日本のリース会計基準はIFRS 16号とほぼ同内容となる。日本取引所グループの調べでは、2025年末現在でIFRSを適用している上場企業は292社である。上場企業全体の1割にも満たない社数であるが、時価総額ベースでは約半数となり、大企業ほどIFRSの導入が進んでいる。IFRS導入企業では19年以降、リース契約のオンバランス化が義務化されているため、同じ日本の上場企業であっても貸借対照表の見え方が大きく異なる状態が続いていた。今回の改正は日本基準・IFRSどちら

21世紀に入り、「資産・負債をまず定義し、損益計算書はそこから派生する」と考える資産負債アプローチがIFRSを中心に支配的な会計観となった。リースを実態としてとらえる「物・サービスを借りて使用する権利」と「支払う義務」の組み合わせから成り立っている。この権利・義務という考え方は、資産・負債の定義と親和性が高い。形式よりも実質を優先するIFRSのもとでは、たとえ法律上は所有権の無いものであっても、実質的にリース物件を長期的に使用していればそれは所有と同等とみなされるため、資産の部に計上するとともに、将来にわたって支払うリース代金を負債の部に計上しなければならぬのである。

しかし、企業にとっては自己資本比率の低下などデメリットが大きい。IFRS改正時も国際的に大きな反対が起こった。わが国においても、当初は26年度からの強制適用が予定されていたものの、準備期間を十分確保するために1年延期された経緯がある。

借りても「資産」

経済的実態を重視

る財務指標が、見かけ上悪化する企業が突出することになる。なぜこのような大改正が行われるのだろうか



愛知淑徳大学 教授 森 洵太

の会計基準を導入しているも「同じ経済実態であれば同じ財務諸表の描き方をすれば」という比較可能性を担保するうえで、望まれていた改正といえる。とはいえ、すべてのリース契約を貸借対照表に計上するとなると、大規模な設備をリースで利用している製造業、建物や土地を賃貸借契約で使っている小売業などは大きな影響を受ける。なぜ世界のこのような改正を行う潮流となっているのだろうか

近年、収益認識基準など企業に負担が大きい会計基準の改正が続いているが、多くの大改正はIFRSが先行し、その後日本基準が整合性を取る形となっている。IFRSは法的形式よりも経済的実態を重視し、できるだけ実態を忠実に財務諸表に表現しようとする特徴を持つ。今後もIFRSという世界的なモノサシを意識した経営が求められる。

もり・じゅんた 専門は財務会計・国際会計。大阪市立大学大学院後期博士課程修了。博士(経営学)。1988年生まれ。